

○ 京都府議会委員会モニターテレビ視聴要領

(平成 14 年 6 月 27 日)
改正 令和 7 年 2 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、常任委員会及び特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）の審議のモニターテレビによる視聴（以下「視聴」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放映の範囲)

第 2 条 審議の放映は、委員会開会中これを行う。ただし、次に掲げる場合は行わない。

- (1) 秘密会
- (2) 委員長又は副委員長の互選を行う場合
- (3) その他委員長が放映を不適当と認めた議事

(視聴場所)

第 3 条 視聴場所は、議会棟 1 階ロビー内の視聴コーナーとする。

(視聴コーナーの定員)

第 4 条 視聴コーナーの定員は 50 名とする。ただし、議長が必要と認めるとときは、これを変更することができる。

(視聴の申込等)

第 5 条 視聴しようとする者は、議会棟 1 階受付において視聴受付簿兼音声聴取機器貸出簿に住所、氏名及び電話番号を記入するものとする。

2 受付時間は、委員会開会予定時刻の 30 分前から委員会終了までとする。

3 委員会開会予定時刻の 15 分前の時点で、視聴の申込みをした者が定員を上回る場合は、くじにより視聴者を決定する。

(音声聴取機器の貸出し等)

第 6 条 視聴者は、音声を聴取するための機器（以下「機器」とい

う。) の貸出しを受け、視聴終了後は、受付に返却するものとする。ただし、機器を視聴コーナー以外へ持ち出すことはできない。

(視聴者の守るべき事項)

第7条 視聴者は、職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は他者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話等は電子音や振動音が鳴らないように設定すること。
- (4) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他他の視聴者の視聴を妨害するような行為をしないこと。

2 議長は、前項に違反した視聴者に対し、視聴コーナーからの退出を求めることができる。

(損害の賠償)

第8条 視聴者は、視聴コーナーの施設、設備及び機器をき損し、又は亡失したときは、その責めを負うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、視聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年6月27日から施行する。